

令和5年第5回東員町教育委員会会議録

東員町教育委員会

- 1 開 会 令和5年5月26日（金） 午前 9時30分
- 2 閉 会 令和5年5月26日（金） 午前10時10分
- 3 場 所 東員町総合文化センター 第1研修室
- 4 出 席 者 教育長 日置 幸嗣
教育委員（職務代理者） 向山 節雄
教育委員 三貫納 幸
教育委員 木村 陽一
教育委員 松宮 あけみ
<事務局> 事務局長 岡本 幸宏
教育総務課長 中村 幹人
学校教育課長 千坂 勝彦
社会教育課長 田中 豊
教育総務課副課長 吉田 尚生
教育総務課課長補佐 山中 剛
- 5 会 議 事 項 別紙のとおり

(別紙) 会議事項

1 開会の辞

(事務局長)

ただ今から、令和5年第5回東員町教育委員会を開会いたします。
それでは、教育長に進行をお願いいたします。

(教育長)

おはようございます。会の始まりにあたりまして、昨日、一報した件についてご報告申し上げます。昨年12月、一般女性に性的な言葉を含む声をかけて、愛知県迷惑行為防止条例違反で書類送検され、不起訴となった稲部小学校教諭に対し、5月25日付けで減給10分の1、1月の懲戒処分が県教育委員会よりだされました。教育委員の皆様には、大変ご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。この事案については、教育公務員としてあるまじきものであり、極めて遺憾でございます。県教育委員会の処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに本町の教育に対する信頼を回復するために、一層の実践を進めることを昨日の校長会で確認したところでございます。教育委員の皆様におかれましても、ご理解を賜りますとともに、ご心配をおかけしましたことを改めて心からお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。この件に関しまして、何か質問がございましたらお受けします。なければ会を進めさせていただきます。

2 前回会議録の確認

(教育長)

それでは前回会議録の確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(全委員)

<会議録を承認>

(教育長)

それでは会議終了後に署名をしていただきます。

3 事務報告、事務計画

(教育長)

事務報告、事務計画について説明します。

<以下、事務報告、事務計画資料により説明>

事務報告、事務計画について何か質問はございますか。なければ議事に移ります。

4 議 事

報告第7号 東員町文化芸術推進基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について

(教育長)

報告第7号、東員町文化芸術推進基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

報告第7号、東員町文化芸術推進基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について、5月19日付けにて公告したので報告します。

<以下、報告第7号資料により説明>

(教育長)

報告第7号について、何か質問はございますか。

(委員)

委員長も含め、委員は全部、役場の職員ですか。

(社会教育課長)

はい、そのとおりです。

(教育長)

他に質問はございますか。なければ、次の議案に移ります。

議案第14号 令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第2号）について

(教育長)

議案第14号、令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第2号）について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第14号、令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第2号）について説明します。

<以下、議案第14号資料により説明>

(学校教育課長)

<以下、議案第14号資料により説明>

(社会教育課長)

<以下、議案第14号資料により説明>

(教育長)

議案第14号について、何か質問はございますか。

(委員)

教育総務課における神田小学校仮設校舎の増設について、建てる位置はどの辺かということと、駐車場用地は長年の懸案事項でしたが場所はどの辺りですか。

(教育総務課長)

まず、仮設校舎の増設の件ですが、現在、校舎前運動場の西側に平屋のプレハブ校舎が建っており、その東側に増設するもので、2階建6教室を予定しております。駐車場につきましては、神田小学校東側の田で551㎡ありまして、そちらを予定しております。

(委員)

駐車場は以前からの課題でしたが、ありがたいことです。

(教育長)

他に何か質問はございますか。

(委員)

社会教育課ですが、当初予算でしたか「こども歌舞伎」の委託料はいくらでしたか。

(社会教育課長)

570万円です。

(委員)

前年度はイベント委託料が1700万円ぐらいかと。

(社会教育課長)

前年度は「こども歌舞伎」と「東員ミュージカル」が記念講演であったためです。

(教育長)

他に質問はございますか。なければ、議案第14号を承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

<挙手>

(教育長)

議案第14号は、満場一致で承認されました。

議案第15号 東員町総合体育館他給排水衛生換気設備改修工事請負契約の締結について

(教育長)

議案第15号、東員町総合体育館他給排水衛生換気設備改修工事請負契約の締結について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案第15号、東員町総合体育館他給排水衛生換気設備改修工事請負契約の締結について説明します。

<以下、議案第15号資料により説明>

(教育長)

何か質問はございますか。なければ、議案第15号を承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 15 号は、満場一致で承認されました。

議案第 16 号 東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 17 号 東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長)

議案第 16 号、東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 17 号、東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連する議案ということで、一括して審議を行います。それでは事務局の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案第 16 号、東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 17 号、東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

< 以下、議案第 16 号、第 17 号資料により説明 >

(教育長)

何か質問はございますか。なければ、議案第 16 号、第 17 号を承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 16 号、第 17 号は、満場一致で承認されました。

議案第18号 教育委員会事務事業評価委員の委嘱について

(教育長)

議案第18号、教育委員会事務事業評価委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課課長補佐)

議案第18号、教育委員会事務事業評価委員の委嘱について説明します。

<以下、議案第18号資料により説明>

(教育長)

何か質問はございますか。なければ、議案第18号を承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

<挙手>

(教育長)

議案第18号は、満場一致で承認されました。

5 その他

・後援について

(教育長)

後援第7号、いなべ市ファミリーフェスタv o l . 1について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

後援第7号、いなべ市ファミリーフェスタv o l . 1について説明します。

<後援第7号資料により説明>

後援第7号について、後援を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

何か質問はございますか。なければ教育委員会として後援してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

それでは後援第7号を後援することといたします。

(教育長)

続きまして、後援第8号、混声合唱団カンタービレくわな第12回定期演奏会について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

後援第8号、混声合唱団カンタービレくわな第12回定期演奏会について説明します。

<後援第8号資料により説明>

後援第8号について、後援を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

何か質問はございますか。なければ教育委員会として後援してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

それでは後援第8号を後援することといたします。

(教育長)

続きまして、後援第9号、北勢線夏休み親子ツアーについて、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

後援第9号、北勢線夏休み親子ツアーについて説明します。
<後援第9号資料により説明>

後援第9号について、後援を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

何か質問はございますか。なければ教育委員会として後援してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

それでは後援第9号を後援することといたします。

・いじめ重大事態について

(教育長)

続きまして、いじめ重大事態について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課長)

以前より報告しておりましたいじめ重大事態ですが、保護者から意見書の提出がありましたので、これを添えて町長に報告書を提出しました。意見書には再調査を求めるという意見がございましたので、町長部局のいじめ問題調査結果審議委員会が開かれ、再調査をするか否かを審議したところ、4月13日に町長から、東員町いじめ問題調査結果審議委員会からの意見を踏まえ、きちんと手順に沿って調査がされているということで再調査は行わないことに決定したと報告がありました。ただし、今回のいじめ重大事態を重く受け止め、いじめの未然防止等について、教育委員会に勧告がされております。勧告内容としましては、学校及び教育委員会の初期対応のまずさ等が報告書の記載にあり、それについては大変遺憾であり猛省を求めるとともに、今後、このような深刻ないじめ被害が二度と起こらぬよう、教育委員会は調査報告書が指摘する原因を明らかにし、その反省を踏まえ、再発防止策を講ずること。また、関係者への研修を徹底すること。今後の方針

について、6月末までに町長へ報告すること。学校からはPTA総会や学校だより等を活用して、いじめ防止に対する啓発を行うこと。被害家族から提出された意見書の中にある保護者の思いを汲み取り、先方が理解しやすい書面等で保護者に回答すること。以上のことが勧告されています。4月21日の校長会において、いじめ重大事態を受けての今後の対応について、教育長がいじめ問題調査委員会からの指摘事項や町長からの勧告内容を伝え、学校毎に周知啓発及び再発防止に努めるよう指示をしました。また、当該小学校においては、保護者会にてこれまでの経緯を説明しました。以上でございます。

(教育長)

このいじめが原因で不登校となっている被害児童に関わりを求めています。家から外へ出る状況には至っておりません。校長も担任も変わり、新しい体制ができる中、少しでも保護者や本人に接触ができるよう努力しており、子ども家庭課も一緒に取り組んでおります。引き続き、当該児童が少しでも外に気が向くように、町、教育委員会、学校が協力して、取り組みを進めていきたいと考えております。

・次回定例教育委員会日程について

(教育長)

次回定例教育委員会日程について、事務局お願いします。

(教育総務課長)

次回ですが、令和5年6月29日(木)午前9時30分から東員町教育委員会を開催することとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし。

6 閉会の辞

(事務局長)

これもちまして、令和5年第5回東員町教育委員会を閉会いたします。